

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震等が発生した場合の川崎駅周辺における滞留者による混乱の抑制に向けた官民の連携強化の場として設置する川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 川崎駅周辺での災害時行動ルールの策定に関すること。
- (2) 川崎駅周辺での帰宅困難者等対策訓練の実施に関すること。
- (3) その他、川崎駅周辺帰宅困難者等対策に関すること

(組織)

第3条 協議会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は1名、副座長は複数名とし、委員の互選により決定する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する副座長がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係者及び座長が協議上必要と認めた者をもって充てる。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第6条 協議会には、座長が必要と認めた場合は部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員の属する機関の構成員、又は座長が指名するものとする。
- 3 部会には部会長を置くものとし、部会長は座長の指名により決定する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて部会員以外のものの出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理本部、川崎区役所危機管理担当、幸区役所危機管理担当において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会 委員名簿

1	交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	鉄道事業部安全企画ユニット
2		東日本旅客鉄道株式会社川崎駅	駅長
3		京浜急行電鉄株式会社	総務課長
4		京浜急行電鉄株式会社京急川崎駅	駅長
5		川崎市交通局	運輸課長
6		川崎鶴見臨港バス株式会社	経営管理部部長
7		東急バス株式会社	東急バス高津営業所所長
8		神奈川県タクシー協会	事務局長
9	一時滞在施設	川崎市産業振興会館	(財)川崎市産業振興財団事業推進課長
10		川崎市教育文化会館	川崎区役所生涯学習支援課長
11		幸市民館	幸区役所生涯学習支援課長
12		川崎アゼリア株式会社	経営企画・危機管理担当部長
13		川崎日航ホテル	副総支配人
14		JR 東日本ホテルメッツ川崎	支配人
15		ミューザ川崎管理組合	所長
16		川崎商工会議所（川崎フロンティアビル）	事務局長
17		三井不動産商業マネジメント株式会社	ラゾーナ川崎プラザオペレーションセンター施設チーム
18		京急川崎駅前ビル	
19		カルッツかわさき	館長
20		川崎競輪場	
21		スペルノーヴァカワサキ	
22		Arena CITTA（株式会社 チッタ エンタテインメント）	
23		アパホテル（TKP 京急川崎駅前）	支配人
24	警察	川崎警察署	警備課長
25		川崎臨港警察署	警備課長
26		幸警察署	警備課長
27	商業施設等	川崎駅広域商店街連合会	会長
28		幸商店街連合会	会長
29		川崎西口商店会	会長
30		株式会社アトレ川崎店	副店長
再掲		株式会社 チッタ エンタテインメント	総務・法務部長
31	関係 団体・企業等	川崎区自主防災組織連絡協議会	会長
32		幸区自主防災連絡協議会	会長
33		NTT 東日本株式会社	担当課長
34		川崎信用金庫	リスク統括部長
35		野村不動産株式会社	ラゾーナ川崎東芝ビル駐在責任者
36		三井不動産株式会社	商業施設運用部アセットマネジメントグループ統括
37		キャノン株式会社川崎事業所	川崎人事部長
38		株式会社第一ビルディング	ソリッドスクエアオフィス 所長
39		住友不動産株式会社リパーク川崎ビル	資産開発事業部
40		川崎地域連合	事務局長
41		かわさき市民放送株式会社	部長
42		YOU テレビ株式会社	
43	川崎市	危機管理本部危機対策部	部長
44		こども未来局総務部庶務課危機管理担当	庶務課長
45		環境局生活環境部収集計画課	課長
46		健康福祉局総務部危機管理・災害福祉担当	担当課長
47		まちづくり局拠点整備推進室	課長
48		上下水道局総務部危機管理担当	担当課長
再掲		交通局運輸課（川崎市交通局）	課長
49		教育委員会事務局庶務課、指導課、健康教育課	課長等
50		川崎区役所危機管理担当主管	副区長
再掲		川崎区役所生涯学習支援課（川崎市教育文化会館）	課長
51		川崎消防署	副署長
52		臨港消防署	副署長
53		幸区役所危機管理担当主管	副区長
再掲		幸区役所生涯学習支援課（幸市民館）	課長
54		幸消防署	副署長

一時滞在施設については、指定後追加して行く。

事務局	危機管理本部危機対策担当	担当課長、担当係長、事務職員
	川崎区役所危機管理担当	担当課長、担当係長、事務職員
	幸区役所危機管理担当	担当課長、担当係長、事務職員